

第1章 はじめに

1 本研究の意義

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であり、被害者の心身に対して、長期間にわたり多大な苦痛を与え続ける悪質な犯罪である。

法務総合研究所は、これまで、「犯罪被害実態（暗数）調査」を行い、警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法（受理統計）では把握することができない「暗数」、すなわち、認知件数と実際に発生している事件数との間の差を、一般国民を対象としたアンケートにより定期的に調査し、結果を公表してきた。同調査においては、性的事件の被害に関しても調査しているところ、過去の調査結果から、同被害については潜在化の可能性が高いことが示唆されている。

また、「はしがき」においても記載したとおり、第4次犯罪被害者等基本計画において、法務省は、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を行うこととされているところ、過去に法務総合研究所において行った研究では、性犯罪に特化して被害実態を詳細に明らかにした例はなく、かつ、障害を有する犯罪被害者に焦点を当てた研究の実績もない。

さらに、法務総合研究所以外の国内の先行研究を見ても、精神に障害を有する性犯罪被害者の研究は限られている。

そこで、法務総合研究所では、性犯罪被害者のうち、特に、精神に障害を有する者に焦点を当てて調査・分析を行うこととした。その調査手法としては、刑事事件の判決書及び確定記録を用いることにより、被害者の属性や被害当時の状況等について詳細に調べるとともに、被害者の供述から被害認識や被害申告の契機等を読み解くなどし、被害の実態を明らかにした。そして、精神に障害を有しない性犯罪被害者についても、同じ調査項目で調査を実施することにより、精神に障害を有しない性犯罪被害者と比較して、精神に障害を有する性犯罪被害者の傾向・特徴の分析も行った。

さらに、本研究の一環として、刑事司法の各段階における犯罪被害者に配慮した施策等、その他関係機関において取り組んでいる犯罪被害者支援策等についても調査を行い、その現状等を整理してまとめている。これらにより、法務省を始めとする関係府省庁において、今後の犯罪被害者支援施策の在り方を検討することはもとより、大学等の研究機関、医療機関その他精神に障害を有する性犯罪被害者の支援に携わる様々な関係機関において、犯罪被害者支援策を検討するために有用な基礎資料を提供することとした。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第2章では、性犯罪に関する刑法の規定の概要についてまとめた上で、各種統計資料に基づき、刑事司法の各段階における性犯罪の動向等を概観する。

第3章では、精神障害を有する性犯罪被害者を対象として行った刑事確定記録調査の結果を示し、分析により得られた知見を示す。

第4章では、刑事司法の各段階における被害者に配慮した各種施策等及びその他関係機関において取り組んでいる犯罪被害者支援策等について、調査した結果を紹介する。

第5章では、第2章から第4章までに明らかとなった調査結果等を踏まえ、性犯罪被害の防止や被害者支援等の検討に資する知見を示す。